

第1回出雲市新たな観光財源検討委員会

1. 開催日時 令和7年7月30日（水） 13時15分～15時15分

2. 開催場所 ラピタウエディングパレス 寿輝

3. 出席者

（委員）

委員長	奥谷 健	（広島修道大学 法学部長）	※委員による互選後
副委員長	高橋 研	（出雲市自治会連合会 副会長）	※委員による互選後
委員	飯塚 有依	（東横INN出雲市駅前 支配人）	
	石飛 成夏	（有）小田温泉 女将	
	坂本 水穂子	（株）出西窯 取締役	
	武志 俊太郎	（島根県旅館ホテル生活衛生同業組合 副理事長）	
	田邊 達也	（（一社）出雲観光協会 会長）	
	中村 真実子	（山陰合同銀行 取締役監査等委員）	
	福間 正純	（出雲市商工団体協議会 会長）	
	森山 勲	（出雲一畑交通（株） 常務執行役員）	

（10名）

（事務局）

飯塚 俊之	（出雲市長）
安井 政幸	（出雲市財政部長）
田中 賢一	（出雲市財政部次長）
大梶 英俊	（出雲市財政部市民税課長）
福間 淳子	（出雲市財政部市民税課長補佐）
梶谷 香里	（出雲市財政部市民税課係長）
神田 圭子	（出雲市観光交流部長）
田中 寛	（出雲市観光交流部課長（出雲観光協会駐在））
原 哲也	（出雲市観光交流部観光課長）
水 良弘	（出雲市観光交流部観光課主査）
原 育也	（出雲市観光交流部観光課係長）
高橋 達充	（出雲市観光交流部観光課副主任）

4. 会議内容

（事務局）

ご案内の時刻となりましたので、ただいまから会議をはじめさせていただきます。本日は大変ご多忙の中、また、大変暑い中、出雲市新たな観光財源検討委員会、第1回目（第1回）の会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。しばらくの間、事務局で進行役を務めさせていただきます。では、はじめに飯塚市長がご挨拶申し上げます。

(飯塚市長)

第1回の新たな観光財源検討委員会の開会に当たりましてご挨拶させていただきます。本日は大変お忙しい中、そして、連日暑い日が続きまして、おそらく7月に入ってから今日も含めて、熱中症警戒アラートが出ているのは24日目だと思います。ほぼ7月は毎日のように出ていまして、そのような中、みなさまにはお越しいただき、また、委員のほうもお引き受けいただきまして誠にありがとうございました。

また、今回は特に観光ということになりますが、皆様方には出雲市政全般につきまして、大変なご理解とご協力をいただいておりますことを心から感謝申しあげます。

さて、昨年度末に策定をいたしました出雲市観光基本計画では周遊型観光・通年型の観光まちづくりと観光を通じた地域経済の好循環を目指しているところでございます。その実現には、安定的かつ持続可能な財源確保が不可欠だと考えているところでございまして、この度、この検討委員会を設置させていただき、宿泊税等の新たな観光財源の必要性や制度設計、使途のあり方などを多様な視点からご検討いただき、実効性の高い提言をまとめていただきたいと思いますところでございます。とりわけ、皆様方それぞれの各方面でご活躍しているなかで培われた現場感覚や、そこで拾った様々な声を活かして議論をしていただきたいと思いますところでございます。

本日はまず、本市の観光を取り巻く状況をご説明したうえで、新たな観光財源の導入の必要性や期待される効果などについてご議論をいただければと思っております。忌憚のないご意見をいただければと思います。市としても皆様のご提言を真摯に受け止め、丁寧に取り組んでまいりますので、皆様のご協力を何とぞお願い申しあげまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、委嘱書の交付を行います。本委員会の委員の皆さまにつきましては、本日から1年間、委員をお願いさせていただきます。代表して、A委員に委嘱書をお渡しいたしますので、前のほうにお進みください。

(飯塚市長)

委嘱書読みあげ

(事務局)

ほかの委員の皆さまにつきましては、机の上に委嘱書を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

本日は、委員会の初回でございますので、委員の皆さま全員から一言ずつ、自己紹介をお願いさせていただきますと思います。

各委員からの自己紹介

(事務局)

委員の皆さま、ありがとうございました。事務局の職員紹介は時間の都合上、お手元の名簿で代えさせていただきたいと思います。財政部が新たな観光財源の制度設計や技術的な面について担当いたします。観光交流部は観光振興施策の必要性や財源の使い道など政策的な面について担当させていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。

新たな観光財源設置条例の第4条の規定により、本会議は委員長及び副委員長を委員の互選で選出することになっております。どなたか委員長・副委員長についてご意見ございませんでしょうか。

(I委員)

委員会の初回でもありますので、皆様はじめて顔を合わせたばかりでございます。事務局のお考えがあれば、お願いしたいと思います。

(事務局)

ただいま、事務局案を求める意見が出ましたが、事務局からご提案させていただいてよろしいでしょうか。

拍手多数

(事務局)

ありがとうございます。そうしますと、事務局としては委員長を広島修道大学の奥谷健委員に、副委員長を出雲市自治会連合会 副会長の高橋研委員にお願いできればと考えております。よろしければ拍手をもってご承認いただけますでしょうか。

拍手多数

(事務局)

承認、ありがとうございます。

それでは、奥谷委員長・高橋副委員長におかれましては席の移動をお願いいたします。

それでは、委員長・副委員長から一言ずつご挨拶いただければと思います。

(委員長)

委員長を仰せつかりました、広島修道大学の奥谷でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。観光に関しては素人でございます。委員長は発言をせず、みなさまの意見を聞くのが仕事だと思っております。活発なご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願い申し上げます。

(副委員長)

ただいま、副委員長という大役を仰せつかりました高橋でございます。私も観光業については、全くの門外漢でございまして、副委員長という大役を果たせるか不安ではございますが、皆様方のご意見を頂戴しながら、ご協力を仰ぎながら、意見集約に向けまして、私なりに委員長さんを補佐してまいりたいと思っております。一つよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、飯塚市長から委員長へ諮問書をお渡しいたします。

(飯塚市長)

諮問書読み上げ

(事務局)

市長は他の公務がありますので、ここで退席いたします。

(飯塚市長)

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

議題に入る前に、ご案内をさせていただきます。本検討委員会は原則公開で開催し、資料及び議事録は会議終了後ホームページ等に掲載いたしますので、ご承知おきください。

続いて本日の配布資料の確認をさせていただきます。

本日お配りした資料は、会議次第・委員名簿・資料1・資料2・資料3、それと参考資料として新たな観光財源検討委員会設置条例をお配りしておりますのでご確認をお願いします。

また、本日の会につきましては、委員10名中10名全員のご出席をいただいておりますので、検討委員会設置条例第5条第2項の規定により成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行につきましては委員長にお願いします。

(委員長)

それでは、議題に入らせていただきます。本日の日程は15時15分までの予定となっております。本検討委員会の初回に当たりますので、本日のところは、市の観光振興等の取組概要や現在の状況について、事務局から説明いただいた後、各委員からご質問・ご意見を賜りたいと思います。では、最初に検討委員会の概要と開催スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1・資料2説明

(委員長)

いったんここで質疑を取りたいと思います。委員の皆さん、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

それでは、特にご意見・ご質問などないということで次第に沿って次の議題に進めさせていただきたいと思います。資料3について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3 説明

(委員長)

ただいま事務局から概要説明等がありましたが、ご意見・ご質問がございましたらご発言をお願いします。

(F委員)

現在、いろんな観光地がいろんな手を打って少しでも多くの方を集めようとしています。都市部は逆に人が来すぎてさばききれない、偏在しているような状況もございますけれど、出雲市として計画を実現していくためには、正直、人もお金も足りません。その中で少しでも形にしていこうと、まず財源についてこの会で一定の方向性を出せたらいいなという風に思っております。

(委員長)

観光客が偏在化しているというお話もありました。観光の実態がどういう風になっているのか、観光の現場のご意見ですとか、あればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

(G委員)

私の中で大きく二つ、整理のつかないことがあるので深堀させていただきたいと思います。

まずひとつは、私自身仕事で出張するんですけど、圧倒的に観光で宿泊するよりもビジネスで宿泊するほうが多いんです。宿泊税が観光財源として使われる一方、宿泊者全員が観光目的とは限らないと思います。その中において、制度設計の根幹にかかわる重要な点だと思いますが、出雲市の宿泊客のうち観光の目的の方が占める割合はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

私のイメージですが、ビジネスなど観光以外の利用者が圧倒的に多いのではないかと考えていたものですから、そのあたりがまず知りたいなと思いました。

そうすると、なぜ宿泊客に対して観光財源として宿泊税の税収を求めるのかというところについて、もう少し理由付けが必要だったり、考え方を整理させていただきたいという気が

しています。

そういう中で、基本計画の「住んでよし・訪れてよし」というコンセプトというのは、訪れてくださる方にとっても、よいものとなるようにということが表現されており、大変評価できると思います。訪れる方に満足いただける、そして、利用いただけるような整備を進めていくための財源というメッセージが込められているように思います。けれど、先ほどの点は少し整理をさせていただきたいと思いました。

もう一つは、北九州市の小倉に泊まったときに宿泊税を「現金で頂戴します」といわれて現金で納めたときに、「こんなのが導入されているんだな」と知りました。それから4年くらい経過してますから、結構な市町村で導入されているものだと思っていたんですね。でも、実際にはごくわずかで調べてみましたら、検討されているところを含めても20くらいでした。1,700強存在する全国の市町村のなかで観光名所がどの程度あるのかにもよりますが、まだ導入されていないところが多い中で、出雲市が先行して導入しなければいけない現状にあるという状況について、もう少し理解が深められるといいなと思っているところです。

(委員長)

事務局から、この点ついていかがでしょうか。

(事務局)

まず、全体の宿泊者数が85万人のうち観光客とビジネスその他の割合について、明確にはつかめていないですが、出雲市中心部のほうですと、概ね半々と聞いているところでございます。

ただ、新たな観光基本計画の中でも純粋な観光客以外にビジネスとかコンベンションとかいろいろな来訪者で来訪した方すべてを宿泊者としてとらえ、目標である100万人めがけて伸ばしていきたいというところでございます。

一般的にはビジネスで来られた方も観光客と同様のサービスを受けられると思っておりまので、ビジネスなども含めた宿泊客を伸ばしていく施策に財源を使えたらというところでご理解いただけたらなと思います。

次の質問につきまして、例に挙げられた宿泊税でいえば、検討しているところも含めて20程度であるのはご指摘のとおりです。そのなかで、観光財源の検討を出雲市が他に先んじて行っているというのは、他の観光地との競争も激しくなってくる中で、周遊滞在型観光への転換を実現して、競争に負けないように取組みを強化していく必要があると考えているからです。取組みを強化していくために必要な財源を既存のものに頼っていては、なかなか新たに打って出れないということがございます。そこで、他に追随するのではなく一歩進んでいきたいというのが観光サイドの思いであり、この検討をはじめるといったところでは、おまかにはそのようにご理解いただければと思います。

(委員長)

いまのご質問にもありましたが、宿泊の実態のところをお話しただけると議論がより深まると思いますが、いかがでしょうか。

(H委員)

その前に、宿泊の動態調査というのがございます。これは 30 年以上前から県がやっております。昔は 3 月に 1 年分をまとめて出せといわれましたが、ホテル連絡協議会を作ったときに、毎月に数字を挙げていくということにいたしました。その調査項目の中で観光・ビジネスその他という風に分類されていると思いますが。

(事務局)

おっしゃる通り、わかる範囲でなら観光・ビジネスを分類してご回答いただいております。

(H委員)

宿泊施設がすべて協力して出してくれているわけではないのですが、だいたいのトレンドが分かれば、全体に按分して数字を出せますので、それは次回にお見せいただければと思います。

もう一つは、G 委員がおっしゃるように、ビジネスは非常に多いです。工業生産地であることもありますし、実感としても感じておりました。ところが、この方々が、実は観光客にもなっているんですね。来た理由はビジネスであるけれども、全員ではないにせよ、多くの方が観光もしていただいているという感覚があります。

(委員長)

ほかに何かご意見がございますでしょうか。

(H委員)

まず一番は、平成 17 年に合併して、出雲市は、出雲大社のある全国に誇る観光地になるんだということで、当時の市長とともに大社に入りました。そのときは、昭和 40 年代以降のモータリゼーションの関係で、神門通りにはもう人が歩いておりませんでした。平成 17 年の 5 月の連休明けに何回かに分けて、朝の 10 時から 5 時までずっとものも食わずにカウントをしたら、一番少ない日は 158 人でありました。そういう状況の中で、現在は工事中ですが、平成 19 年の 3 月 10 日に歴博が開館して、平成 24 年には当時の溝口知事がプレイベントとして神話博というのもやりました。何が言いたいのかというと、神門通り一つ捉えても、お客さんがたくさん来てくださっているという、いまの状態がいつまでも続く保証がどこにあるのか。そういう危機感を持っております。この流れでここまで来ましたが、偶然のことも重なったり、いろんなことがありました。

先ほどの事務局の説明の中で、出てきていない数字もあります。それは何かというと、これまでに投入された国・県・市のお金です。神門通り第一期工事は 23 年 5 月に完成してお

りますが、勢溜からの330mの無電柱化など様々なことに対して莫大なお金を投資しています。そういうものがあって、いまの入込客数等が維持されているということでもありますので、必ずしも黙っていてこうなったというわけではないのであります。皆様のご協力もありましたが、そういう投資があってやってきたということでもあります。唯一の成長産業は観光だということをみなさんおっしゃいますけれども、いまはそこに投入できるお金がなかなかないわけですから。そのあたりをしっかりと考えたときに、これからもどんどん投資もやっていかないといけないということを申しあげておきたいと思います。

(委員長)

入込客数を維持していく、あるいは、さらに増やしていくためには様々な施策が必要になってくるというご意見かと思います。当然、そのためにはそれに見合う新たな財源が必要になるということだと思います。まさに本検討委員会のほうでそういったことを検討していないといけないかと思います。

そのほか何かご意見や説明に対してご質問がありましたらお願いしたいですけど、いかがでしょうか。

(J委員)

先ほどのご説明のうち、「観光宿泊客延べ数・宿泊施設の収容人数の推移」というところで、他地域に宿泊が流れるということで観光地である出雲市に負担が残るということあったと思います。この負担について、その具体的な内容が何なのかを教えてくださいませんか。

(事務局)

負担の具体的な内容につきましては、例えば、観光客がお越しになって渋滞が生じてしまうですとか、あるいは、ごみの量が非常に増えてしまうなど、インフラに負荷がかかるということが考えられるところです。

(J委員)

神門通りでもそういった話は耳にしておりましたが、その他でなにか具体的なことはございませんでしょうか。

(事務局)

さっきの回答の補足になりますが、渋滞が生じるので移動をスムーズにするための道路改良が必要になるといったことが仮に必要なとすれば、それも負担ということになると思います。

(委員長)

観光客がとどまることなく、人数だけ増えて渋滞が生じるということになれば住民生活の

ほうにも影響が生じるかと思しますので、そういった際に道路整備など何か対策を考えなければならぬということもあるのかもしれません。

例えば、広島県の宮島ですと入島税という島にはいるための税を取ることでなっています。その税収を利用してごみの清掃ですとか公衆トイレの整備を行っている、そうした財源になっているという話を聞いております。観光で来られた方にしっかりと対応できる状態を備えておかねばならないという意味で、何かしらの財源が必要になるかなと思います。

いまのところで何かご意見・ご質問などございますでしょうか。

(C委員)

質問というか、少し気になったところをお話しさせていただきたいと思います。資料3の10頁のところで財源の確保の必要性の話をご説明いただきましたが、出雲市の観光の現況において、なぜ財源が必要なのかというところが、資料の中から少し読み取りにくく感じました。なぜ財源が必要なのかという視点での整理があると、単純に「交付金がなくなるから足りなくなります」という説明ではなくなるのかなと感じました。

それから、宿泊税をひとつの柱として考えていくときに、目的税の目的というのはひとつに絞れるものではないと思いますが、何のために徴収するのかがあんまり漠然としすぎていると誤解を招くことも考えられるかと思えます。そうすると、ある程度目的を明確にできるならより理解が得やすいのかなと思います。こういった基本計画を踏まえてまちづくりをやっていくんだというしっかりとした説明があると、理解が得やすいのかなと感じました。

(事務局)

1つ目の財源のところについて、本日は、国の交付金は3年スパンであって、令和5・6・7年ではありますが、8年からはそれがなくなるので、「現在の取組をまず続けていくためには新たな財源が必要だね」という財源の面からの説明をさせていただきました。ご指摘のとおり、新たな基本計画を推進していくためにどういうところにどれだけお金が必要かというところは、精査中ですので、これは第2回目のところでお示しさせていただきたいと思います。具体的取組の積み上げと財源の面の両面から必要性をご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長、補足があればお願いいたします。

(委員長)

おっしゃられた「目的」に関するところで、目的が漠然としてしたままでは十分な理解が得られないのではないかとということも危惧されますので、その点についての具体的な検討がこの委員会のなかでも必要かなと思います。

そのほかに何かご意見はございますでしょうか。

(A委員)

私は宿泊業をしておりますので、そちらの視点からの意見になってしまうかもしれませんが

けれども、先ほどG委員がおっしゃったように、私のところが特にビジネスホテルだということもございますが、宿泊者の割合としては平日はビジネスの方が多い傾向にあります。週末になると観光客が多くなります。そういうように客層ガラッと変わってきます。

資料にもありましたけれどもだいたい6月や冬季は閑散期で下がるんですが、今年は違う傾向が見えていまして、うちとしては6月も下がりませんでした。ビジネスの方も観光の方もお越しになられていたというのが、今までの統計とは違う珍しい数字でした。なぜ今年はこんなに人が来られているのかというのが、まだ私も分析ができていないところですが、このようにビジネスの方も観光の方もたくさん来られる中で、先ほどH委員もおっしゃったように、ビジネスの方が観光して帰るというパターンがよくあります。観光の方は観光の目的で来ると思うんですけど、ビジネスの方もせっかく出雲に仕事できたんだから観光もして帰ろうという方はいらっしゃる。私の同僚など会社の方たちも、せっかく来たから観光して帰ろうという方は多いんですね。そういう方たちに対して、今回のメインは財源の確保というところですけども、何のために使われているのかが明確でなかったり周知ができていないと、ネガティブな印象になってしまっただけで「また出雲にきたいな」って思ってもらえないのではないかとこのところを懸念しています。

私も最近出張することが多いのですが、どこにいくにしてもすごく時間がかかります。私どもも来てくださる方にとってはそれだけ時間をかけてくださっているという認識でお客様を迎えておりますので、出雲にきてよかったなと思ってもらえるような環境の整備だったり交通の整備を行うために財源を確保していけたら一番いいかなと思っております。次回以降、詳しい議論をされると思いますけれども、ネガティブな印象を抱かれない戦略や施策ができるといいなと考えております。

(委員長)

何か事務局のほうから補足がありますでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りだと思います。ネガティブな印象を抱かせないような使い道ということで、わかりやすく伝えることが大事だと思います。次回以降の議論でもそういったところもご意見いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員長)

ほかに何かございますでしょうか。

(G委員)

先ほど委員長のほうから宮島では入島税というお話がありましたが、税金の取り方というのはいろいろあると思います。検討される中で宿泊税になるに至るまでに、いろんな方法を検討され、メリット・デメリットを総合的に判断して宿泊税になさったのでしょうか。それとも最初から宿泊税ありきだったのでしょうか。

(事務局)

この検討会ですが、宿泊税を決め打ちで議論いただく場ではなくて、まず「観光施策を打っていくうえでこれくらい財源が必要だね」というところからはじめて、それを確保するためにはどういった方法があるのかを考えていきます。

全国の自治体をみると、税だけでも、宿泊税もあれば宮島のような入島税もありますし、大宰府ですと駐車場税のようなものですかいろいろございます。自然公園にはいるときに「いくらください」という協力金といった方法もありますし、受益者に負担していただく分担金・負担金という方法もあります。それぞれ一長一短あって、安定的に必要な金額を確保していけるのかというところから絞り込んでいけたらと考えているところです。

(G委員)

そうすると、観光財源の検討なので宿泊税だけではなくて、どういった方法があるのかということもこの検討委員会で議論するということですね。それこそ最初に報道に出たとき、「出雲市も宿泊税導入」と出たと記憶しておりますので、宿泊税ありきの検討会だと思い込んでいた部分もございましたが、そうではなくていろいろな方法を検討していくということによってよいですね。

(事務局)

はい、そういうことです。当然、有力な確保策のひとつとしては宿泊税があると思いますけれども、決してそれに決め打ちをしているわけではありません。

(委員長)

検討委員会の設置条例を拝見しますと 2 条の 1 号のところで宿泊税の検討を行うと明記されているところではございますけれども、事務局からの概要説明にありましたが、宿泊税「等」の新たな財源確保ということですし、市議会観光戦略推進特別委員会の提言の中でも有料駐車場などほかの財源の案も示されているということでした。そのため、どういう形の財源がいいのか、「安定的な」というところを含めて考えないといけないと思います。観光財源の選定に向けての議論は第 2 回のところで行うとご説明いただいておりますので、現時点では宿泊税ありきではなくいろんなご議論をいただいても差し支えないと思います。どういった財源がより安定的なのか、また、目的・使途についてどういったものがよいのかということについてご議論いただければと思います。

(事務局)

委員長、全国の事例をまとめたものを用意しておりますので、もしよろしければここでお示しし、必要があれば次回はさらに詳しいご説明をさせていただきたいと思いますが。

(委員長)

はい。それでは、ご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

スライドを用意しておりますので、スクリーンのほうをご覧ください。

全国で導入されている各種の観光関連の財源メニューを、分類ごとにご紹介したいと思います。

目次を見ていただきますと、大きく3つの区分から成っております、1. 協力金、2. 受益者分担金／負担金、3. 法定外税という組み立てとなっております。

まず最初に協力金でございますが、これは旅行者の自主的な協力を得て環境保全等に充てる制度となっております。

1 番目が沖縄・宮古島の美ら海協力金で、ダイビング利用者から1日500円を徴収し、海洋保全に約1,800万円を充当しているものでございます。

2 番目が鹿児島・屋久島の環境保全協力金で、入山者から1,000～2,000円を徴収し、山岳部の自然保全に3,200万円を確保しているというものでございます。

続きまして、受益者分担金は、特定事業で利益を受ける者に対して費用を分担してもらう仕組みです。

沖縄の北谷町の美浜駐車場分担金は、駐車場から恩恵を受ける建物所有者に320円／㎡を課して徴収するもので、約2,345万円を充当しています。

また、大阪市のエリアマネジメント負担金は、再生地域で受益を得る事業者に面積按分で負担を求め、約652万円を確保しているものでございます。

続きまして、法定外税ですが、その中でも法定外普通税は用途を特定せず一般財源化するものです。

例えば、太宰府市の環境税は、有料駐車場利用者から50～500円を徴収して、文化遺産保全や環境にやさしいまちの創造に7,800万円程度充当しています。

また先ほどから話の出ております廿日市市の宮島訪問税は渡航者に1回100円を課税し、観光行政需要に3.8億円くらいを充当しています。

続きまして法定外目的税になりますが、これは用途を明確に指定するものでして、例えば富士河口湖町の遊漁税は、遊漁者1日200円で約1,000万円を環境保全の事業に充当しています。

また、座間味村の美ら島税は、入域者1人100円で約1,020万円を美化・施設整備に活用されています。

最後が法定外目的税の中の宿泊税の事例になります。主なものを載せています。

まず、東京都は1万円以上の宿泊者に100～200円を徴収して、約69億円の歳入となっております。

また、京都市にあつては2万円～10万円の幅で200～1,000円という宿泊税をとっていて、約59億円の税収となっております。

金沢市におきましては、5,000円以上で200～500円の段階的な徴収をしております、約8億円。

倶知安町は宿泊料金の2%というパーセンテージで充てております、約5.6億円となっております。

その他にも、多数の事例があるところですが、最後に近隣の松江市でございます。令和7年12月導入予定となさっていますが、5,000円未満を免税としてしまして、5,000円以上を一律200円で課税し、約3.3億円を見込んでいます。また、課税免除の対象は修学旅行等学校行事のみとしておりますし、特別徴収義務者は事業者、申告は毎月または3か月ごとにしてもらうというルールも定めておられます。簡単ですが、以上です。

(委員長)

いくつかの事例をご紹介いただきまして、必要なら次回にはより詳細なものをご用意いただけるということです、もし、この点についてご質問がありましたら、いただきたいと思います。

ざっと見た感じですが、目的はどこも漠然としていますね、資料でまとめられているところに限った話ですけど。あまり具体的に書いてしまうと、かえって用途を限定しすぎることになるので、ある程度の抽象性は必要になってくるのかなと思います。

入山料のある富士山だとか宮島のように入口がある程度限定されるところは負担金などを行いやすいのかなとは思いますが、特性を踏まえつつ、出雲市の中の交通のアクセスのようなことも含めてどういったかたちでの財源が適切なのか、どういったかたちの徴収の仕方がいいのかということも検討し、財源の在り方を考えていかないといけない。そういうことが資料を拝見したところでの印象ということになります。

何かこのあたりについてもう少し詳しくということがありますでしょうか。

(H委員)

宿泊税という話が出たときに、問い合わせがあるのが、「払わなくていいのか、払わなければいけないのか」ということです。税ならば強制力がある。そうすると、誰が払わなければいけないのか。お客さんが払うのか。それとも、宿泊施設が払わなければいけないのか。その点について、共有しておく必要があると思いますが、委員長のご専門でしょうから、ご説明をいただきたいと思います。

(委員長)

まさにそこは制度の在り方をどうするのかという議論になると思います。先ほどの松江市の例でいきますと、特別徴収義務者ということになっています。これは宿泊者のほうに負担

を求め、それを徴収しないといけないということで納付は事業者のほうで行っていただくということになります。具体的には条例をどのように規定していくのかということになると思いますけれど、徴収ができなかった場合に事業者が代わりに負担をしなければいけないのか、税務課の方が非常に苦勞するところになってきますが、税の滞納が生じたときにどういう対応をするのか。事業者が負担をしなければいけないということだと、消費税が近いかたちになってきます。そうしますと、ある種、価格に上乗せをするだけです。上乗せをしなかったらその部分は事業者でご負担くださいということになります。もし税というかたちをとるのであれば適切な課税・納税・徴収といったことが行われないと不公平感が出てきてしまいますので、そのあたりをどういうかたちで行っていくのか。その制度のあり方についてどこまでこの検討委員会で踏み込むべきなのかというのはわからないところもありますけれども、いずれにしても条例の定め方によっていろんなかたちがありうるのかな、というように考えております。

ほかにはいかがでしょうか。逆にお伺いしたいのは、仮に宿泊税だとすれば、宿泊業者さんとしてはお客さんが負担するほうがよいのでしょうか。それとも事業者の負担のほうがよいのか。どういうかたちが分かりやすいのか。先ほどの例ではそのほかに駐車場の負担金というものもありましたけれど、観光事業者さんとしてはどういうものが分かりやすいのでしょうか。あるいは、観光振興における必要性の高い施策としてはどういうものがあるのでしょうか。そんなところについて、もしご意見があればいただければと思います。観光業における現状や課題というところがはっきりしてくると、ここでの議論も進みやすいかなと思います。いかがでしょうか。

(A委員)

わからない部分があるので、教えていただきたいのですが、例えば、「8,000 円の宿泊料に対して 200 円の宿泊税をいただきます」といって「払いたくない」と言われたら、うちとしては「承知いたしました」ということが可能なのか。その場合、うちが負担しないといけないのか。宿泊費に入れ込んで「この金額には宿泊税が含まれています」ということを周知するだけでいいのであれば、そんなに難しくはないかなと思うのですが、「なんで宿泊税が含まれているの、そんなの払いたくないよ」という方に対しても徴収する義務があるという認識でよいのでしょうか。

(委員長)

特別徴収義務者というかたちになりますと、義務として徴収することになるかと思います。ただ、先ほどのG委員のお話でカード決済したときに、宿泊税は現場で現金でお支払いくださいという話になると痛税感、税の負担感をどうしても強く持たれると思います。そうして払いたくないと言われたときの対応というのは非常に難しいと思います。他方で、料金設定の中にはじめから入っているという状況になればお客さんはわからないので痛税感がなくなります。そのとき払いたくないと言われるのであれば、はじめから契約が成立しなくなるということにつながるのだと思います。そのあたりも制度の設計の仕方ということになるか

と思います。その意味では、消費税の外税か内税かというところにも似通ってくると思うんですが、その点ではっきりとしたものをお見せするならばはっきりとした使途や説明が求められるようになります。他方で、全体として価格の中に入っているという場合、目的税ではありながら、ある種、一般財源的にというか、使い道があまり限定されずにいろいろな使い方ができるという見方もあるかもしれません。どういふかたちがより徴収しやすいのかという制度設計については、具体的な財源が決まることになる3回目のところでということを経務局としては想定されているようです。

(H委員)

この件については、ある有名なリゾートホテルの経営者が言及されていて、もし宿泊税でいうなら特別徴収の問題も含めて、行政と宿泊施設の信頼関係をどう築くかということが一番重要だとおっしゃっています。私も基本的にはそこが大事なかなと思います。

(委員長)

今後の予定等でそのあたり補足されることがありますでしょうか。

(事務局)

最初のスケジュールのところでも説明しましたが、必要なアンケートですとか事業者さんを集まってもらっての意見交換といったところを丁寧に行っていき、信頼関係を築きながらお互いにとって運用しやすい制度設計を心掛けていきたいと考えております。そういうところも含めたスケジュールになっております。

(委員長)

第2回のところの関係者からの意見聴取ですとか12月の意見交換会といったところがそれに該当するということでしょうか。

(事務局)

繰り返しになりますが、制度が固まってからではなく、できる前のところで意見交換をしながらより良い制度設計に努めていきたいと考えております。

(委員長)

そのあたりも検討委員会の中で議論していきたいと思います。他方で、少し具体的な話が Continuing していますが、駐車場について大宰府の例が出ておりましたけれども、こちらは出雲市では難しいのかどうかというところがあります。出雲大社ですと、すぐ横に大きな無料の駐車場がありますので、その点で難しいのかなというのが個人的にはございます。

(H委員)

委員長がいまおっしゃった外苑駐車場は昭和46年にモータリゼーションが活況を呈した

ときに、畑だったところを出雲大社さまにお願いして駐車場としてオープンしました。出雲大社さまとしては、この駐車場は参拝者のためのものですから、いま現在も有料化される考えはございません。

しかし、勢溜のところに朽ちた建物があり非常に見栄えが悪いということがあって、道路整備と同時に、県のほうにも配慮していただいて、そこの所有者の方をお願いし、民間の有料駐車場第1号ができました。それが十数年前です。それから、21年にもともと旅館があったところを市が買い上げ、駐車場にし、3年ほど前には有料化しています。これも思いのほか利用が多いということで、今後おそらく有料化は進んでまいるかと思います。

それ以外に去年は市のほうで実験的に有料化をしていない駐車場でも協力金をいただくということで、箱を置かれました。そうしたところ、結構ご利用くださった方が協力してくださったので、駐車場など何か明確なものを利用された方がお金を払うということは理解が得られているのではないかと思います。

(委員長)

そうしますと、至近の駐車場の有料化は難しいけれど、その他の駐車場に着目して財源化することはありうるということですね。

ほかに何かご意見などございますでしょうか。

負担金のかかわりで、大阪の例は少し特殊なのかと思いますけれど、こういうものを出雲市に適用することが可能なかどうか。これはどちらかというと観光のためのものなのかどうか、もう少し具体的なところがわかればご説明いただきたいですが。消費活動に関わることだとお土産屋さんとかそちらのほうに関わってくるように読めます。一定の地域を開発し、活性化させようとしたときに、店舗面積に応じてお土産屋さんなどの事業者に対してその負担が転嫁されるというイメージを資料からは受けました。そのあたりも含めて次回ご説明いただければと思います。

ほかにこのあたりのことも含めて、次回までに具体的なところを求めたいということがあればご意見をいただきたいのですが。

(J委員)

ちょっとしたことですが、入湯税の徴収の仕方について、宿泊代と別にいただいてまして、じゃらんとか楽天といった販売サイト、OTAでもだいたい別で価格の表示がなされていると思います。

(委員長)

その場合に、お客さんが払わないと言われたらどうなるんですか。

(J委員)

いままで一度もないですね。ただ、新たに入ってくるということでみなさんがすごく意識をされた場合はそういうことも出てくるのかなと思います。

(委員長)

確かに新たに入ってくるということさらなる負担がということでの嫌悪感をもたれる可能性があるのかと思います。

他にはございますでしょうか。

(I委員)

ちょっと原点に返って、「観光財源は必要です」ということがまず決まっているとよいと思います。これから出雲市の観光業を発展させるために、「持続可能な観光地経営と地域経済循環の強化」「周遊滞在型・通年型の観光まちづくり」「観光協会の機能強化や情報発信、人材確保などの継続的取組」といったことを行うためにも新たな財源というのは、私は絶対必要だと思います。何に使うのかということはまだ出ていないのですが、「持続可能な観光地経営と地域経済循環の強化」ということを考えますと、新たな財源を作り出すというのが絶対に必要だと思うので、必要だということをまず確定して進めていくほうが良いと思います。

(委員長)

議論が定まらないところがあって、失礼いたしました。

基本的なところで、いまご指摘いただきましたように、使途の具体化とかそういった部分は、なお検討が必要ということはあろうかと思いますが、財源の在り方についてより具体的な議論をする前提としてご意見・ご質問をいただいていたところですが、出雲の魅力を発信し観光客を誘致していくといった施策が、今後継続的に必要であるという認識は皆さんお持ちだと理解してよろしいでしょうか。

同意多数

そのために安定的な財源が必要だということについてもご理解いただいたということでよろしいでしょうか。

同意多数

ありがとうございます。では、そのために、より具体的にどういう使途にするのか、あるいは、今日も例を出していただいたように具体的な財源としてどういうものがあって、出雲市に導入していくべきなのか。単純に交付金等が減っていくといったことではなく、必要な施策のためにどれだけの歳入が必要なのか、安定的にそれを確保するための財源がどのようなかたちになるのかというところは次回以降のところでは具体的に議論していくということにさせていただきたいと思います。そういうところが本日のところの結論とさせていただきたいと思います。

そのうえで、次回の議論に向けて事務局にご用意いただきたいものですとか質問などがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、もう一度確認をさせていただきますけれども、観光財源として安定的なものを導入する必要性については、本日のところで結論として得られたということで、次回以降、より具体的にどういったものが望ましいのか、財政需要、使途、制度について検討していきたいと思います。本日出た事項についての資料については事務局のほうにご用意いただきたいと思います。

だいたい、いい時間かなと思いますので、本日の議題は以上で終わらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは司会進行を事務局へお返ししたいと思います。

(事務局)

みなさま、いろいろな意見をありがとうございました。そうしましたら、次回会議の日程についてお知らせします。

第2回会議については、9月16日を予定しております。ご案内は別途、送付させていただきますが、開始時間を午後3時と予定しておりますので、お願いします。

それでは、本日の会議は以上で終了といたします。お忙しい中、誠にありがとうございました。次回以降もどうぞよろしくお願いいたします。